

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020827014	2年8月27日	2年10月6日	2年11月25日	登記・登録手続のデジタル化・オンライン化の推進	<p>不動産、法人、動産・債権譲渡等の登記について、ブロックチェーン等の技術も活用した安全面の確保を図りつつ、効率的で安全なデータベースの利用環境整備を検討してはどうか。その際、現在は平日8時半から21時の利用時間においてPDF形式で有料で提供されている登記情報について、24時間365日の対応、手数料の無料化等をあわせて検討してはどうか。</p> <p>また、自動車登録や車庫証明、船舶等、その他の行政の登録手続きについても、ブロックチェーン等の技術も活用しつつ、効率的で安全なデータベースの利用環境整備も検討してはどうか。</p> <p>加えて、こうした手続の完全オンライン化を進めてはどうか。</p>	<p>登記については、商業登記における申請手続き等においてオンライン化が進んでいるところであるが、依然として一部にとどまっている。</p> <p>登記や登録手続きの効率化、安全性向上、利便性向上を図るため、デジタル化・オンライン化を一層推進すべきではないかと考える。</p>	日本IT団体連盟	法務省 内閣官房 警察庁 国土交通省	<p>【前段】 不動産登記手続、法人登記手続及び動産・債権譲渡登記手続においては、オンラインで登記申請を行うことができるほか、オンラインで登記事項証明書等の交付請求を行い、窓口交付又は郵送で受領することができず。また、登記情報提供サービスでは、平日午前8時30分から午後9時までの間、オンライン上で登記情報をPDF形式で閲覧することができます。</p> <p>【後段】 行政のデジタル化については、オンライン化を実施する行政手続やその取組内容等を記載しているデジタル・ガバメント実行計画に基づき、利用者中心の行政サービスの実現並びに行政運営の簡素化及び効率化の観点から、取組を進めることとしております。</p> <p>自動車保有関係手続(自動車検査登録、保管場所証明、自動車諸税の納税)については、「自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、これらの手続と税・手数料の納付をインターネット上で、一括してオンラインで行うことが可能となっており、また、船舶の登録手続についても、e-govを通じて電子申請が可能となっています。しかしながら、一部の手続については、添付書類の電子化が進んでいないことを要因とし、オンラインで完結しないものが存在しています。また、申請された情報は、国土交通省で整備しているシステムによりデータベース化されており、自動車登録情報については、道路運送車両法に基づき、個人情報保護や情報セキュリティ対策を講じた上で、インターネット回線を通じて提供を行っているところです。</p>	<p>【前段】 不動産登記法第18条第1号、不動産登記規則第194条第2項、商業登記規則第101条第1項、動産・債権譲渡登記規則第24条第1項及び第2項、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第4条</p> <p>【後段】 道路運送車両法第22条第3項、自動車登録令第21条第1項第3号、自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条、船舶法第5条</p>	<p>【前段】 御提案のブロックチェーンの技術を活用したデータベースの利用環境整備については、例えば回線の遅延等により不動産登記制度における登記の前後で権利帰属の優劣を決する対抗要件主義が十分に果たされなくなることやこれまでの大量かつ複雑な履歴を有する登記情報をブロックチェーンのデータに変換することは困難であること等の様々な課題を解決する必要があり、制度の現状において記載したとおり既にオンライン上で登記の申請及び登記情報の取得を可能とする信頼性の高く効率的な仕組みがある中で、ブロックチェーン等の技術を導入することは、費用対効果の面から合理的でなく困難です。</p> <p>また、登記情報提供サービスの利用時間の拡大については、拡大に伴い必要となる関連経費の費用対効果を踏まえて検討する必要があります。さらに、手数料の無償化については、「登記情報の公開等に要する経費は利用者が手数料を負担して術」という考え(受益者負担)に基づき、手数料の額を登記手数料令において定め、国民から登記事項証明書の交付等を受ける際に必要な手数料を徴収しているため、仮に、手数料を無償化することとする場合には、当該諸経費に国の予算(税金)を充てることとなり、広く国民の理解を得る必要があり、慎重な検討が必要です。</p> <p>【後段】 もともと、上記のような事があるとはいえず、本省としても、利用者の利便性を向上させる観点から、登記に係るシステム環境を整備する際には必要に応じて所要の見直しを検討していく予定です。</p>	<p>【後段】 オンラインによる申請の受付だけでなく、申請を受け付けた後の行政機関による処理まで一貫して、業務のデジタル化を進めるとともに、行政手続のデジタル化の前提として、年内に「デジタル・ガバメント実行計画」について必要な見直しを行います。</p> <p>オンラインで完結しない手続について、添付書類の必要性を精査のうえ、費用対効果の面を考慮しつつ、既に必要な情報を保有している行政機関と間での情報連携の仕組みの活用や、添付書類の電子化に取り組んでまいります。</p>	